

総合コミュニケーション科学学会 定款細則

第1章 総則

(目的)

第1条 この細則は、総合コミュニケーション科学学会（以下「本会」という）の定款に基づく学会の組織と運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(義務)

第2条 本会は、定款第3条に定める目的及び定款第4条の事業を、円滑かつ効果的に実施できるように努めねばならない。

第2章 会員

(会員資格)

第3条 本会に入会する者は、定款第3条に定める目的に賛同するものとする。

(入会申込)

第4条 本会に入会を希望する者は、所定の入会申込書に必要事項を記入し、学会事務局に提出しなければならない。その際、正会員1名の推薦を必要とする。

(入会審査)

第5条 入会申込者に対しては、理事会でその資格を審査し、入会を承認する。

(入会の承認)

第6条 理事会で入会を承認された者には、入会承諾を伝え、会員名簿に登録する。

(会費)

第7条 会員は、会員の種別に応じ、次の入会金及び会費（年額）を納めなければならない。

[入会金]

- | | |
|----------|---------|
| (1) 正会員 | 5,000円 |
| (2) 準会員 | 1,000円 |
| (3) 学生会員 | 1,000円 |
| (4) 賛助会員 | 10,000円 |

[会費]

- | | |
|----------|------------|
| (1) 正会員 | 10,000円 |
| (2) 準会員 | 3,000円 |
| (3) 学生会員 | 3,000円 |
| (4) 賛助会員 | 1口 20,000円 |

2 年度の半期を過ぎて入会の場合は、半期割で会費を徴収する。

(会費の納入)

第8条 会員は、細則第7条に規定する会費を、当該年度の6月30日までに、一括して納入するものとする。

- 2 入会金は、入会后1カ月以内に納入するものとする。
- 3 会費の納入に要する銀行振込等の手数料は、会員の負担とする。
- 4 一旦入金された会費は、理由の如何を問わず返金しない。

(異動の報告)

第9条 会員は、異動の事実が発生した場合は、速やかに会員情報変更届を提出しなければならない。

第3章 理事会

(理事・監事の推薦)

第10条 定款第12条第1項に基づく理事及び監事の選任は、理事会が正会員の中から推薦する理事及び監事候補者を対象に実施する。

2 定款第15条による欠員補充が必要な場合にも、同様とする。

(理事会の開催)

第11条 理事会は、原則として毎月開催する。

(委員会・WGの設置)

第12条 理事会は、定款第26条の職務を遂行するため、必要に応じて委員会あるいはワーキンググループ（WG）を設けることができる。

委員会は常設とし、各委員会の所掌事項等必要事項は、理事会が別に定める。

WGは時限とし、その職務等必要事項は理事会が別に定める。

2 委員会の委員長、WGの主査は、理事会が会員の中から委嘱する。

3 委員会の委員は委員長が、WGの委員は主査が、会員の中から指名する。

(総務委員会)

第13条 前条の規定に従い、本会の総務を担うため、総務委員会を置き、定款第37条に規定する事務局を統括する。

2 総務委員会の委員長は、事務局長（理事）が当たる。

第4章 事業活動

(活動組織)

第14条 定款第3条に定められた本会の目的を達成するため、定款第4条の事業を実施する次の活動組織を設置する。

(1) 分科会

(2) 研究セミナー

(3) 談話会

(分科会)

第15条 分科会は、学会活動のさらなる活性化に資するため、総合コミュニケーション科学に関する特定のテーマについて議論し、その結果を報告書に取りまとめ、理事会に報告し、公開する。

2 分科会は、その特定のテーマを表す名称を冠し、「〇〇〇分科会」と称する。

3 分科会の構成員は、会員に限る。

4 分科会には、運営の責任者として主査を置く。主査は、必要に応じて、2名以内の幹事を指名することができる。

5 分科会を設置するには、主査予定者が理事会の定める活動の目的等の必要事項を記載した設置申請書を理事会に提出して、理事会の承認を得なければならない。

- 6 分科会の設置期間は、原則2年間とし、理事会が認めれば1年間延長できる。
- 7 その他分科会の運営に必要な事項は、理事会が定める。

(研究セミナー)

- 第16条 研究セミナーは、会員の自由な発想に基づき、総合コミュニケーション科学に関する調査・研究に資する幅広いテーマについて議論し、その結果を報告書に取りまとめ、理事会に報告する。
- 2 研究セミナーは、そのテーマを表す名称を冠する。
 - 3 研究セミナーの参加者は、会員に限る。
 - 4 研究セミナーには、運営を担う3名以内の世話人を置く。世話人のうち1名は代表世話人とし、運営の責任者とする。
 - 5 研究セミナーを設置するには、代表世話人が理事会の定める活動の目的等の必要事項を記載した設置申請書を理事会に提出して、理事会の承認を得なければならない。
 - 6 研究セミナーの設置期間は、特に定めない。ただし、代表世話人からの届出により閉じることができる。
 - 7 その他研究セミナーの運営に必要な事項は、理事会が定める。

(談話会)

- 第17条 談話会は、総合コミュニケーション科学に関する自由な意見交換・議論の場として設置する。特に、報告や公開の義務はない。
- 2 談話会は、常設とする。
 - 3 談話会の参加者は、会員のほか、非会員も参加できる。ただし、参加する非会員は、会員の紹介を必要とする。
 - 4 談話会には、運営を担う3名以内の世話人を置く。世話人のうち1名は代表世話人とし、運営の責任者とする。
 - 5 その他談話会の運営に必要な事項は、理事会が定める。

第5章 補則

(リモート会議)

- 第18条 諸般の事情により、総会や理事会が対面形式で実施困難な場合には、会長の判断により、リモート会議または電子メール審議で代替させることができる。その場合、会長は、その理由を理事会に報告しなければならない。

(規則変更の報告)

第19条 この細則の変更は、理事会で行い、総会に報告する。

附 則

1 この細則は、2022年3月25日 から施行する。